

(仮称) 江別市子どもの権利条例(案)の概要

○ 条例制定に向けた取組の背景

平成元年に国連総会で「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択され、日本もこれに批准しました。

日本においては、子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支えることを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行されるなど、子どもの権利に関する意識が高まっています。

江別市としては、令和6年11月に「江別市子どもが主役のまち宣言」を行い、子ども一人ひとりの人格や個性を大切にし、子どもの意見をまちづくりに反映していくことを表明しました。

さらに、この宣言の具体化を図るため、令和7年度から(仮称)江別市子どもの権利条例の制定に向けた取り組みを開始しました。

○ 条例制定に向けた取組

条例の制定に当たって、まずは多くの市民の皆さんからご意見を伺いました。

- 中学生とのワークショップ
- 高校生とのワークショップ
- 大学生とのワークショップ
- 小学5年生～高校3年生を対象としたアンケート調査
- 様々な団体等との意見交換

また、条例の検討は、江別市子ども・子育て会議の中に、子どもの権利条例検討部会を立ち上げ、令和7年6月から令和8年4月までの間で、上記の子どもの意見などを踏まえながら、重点的に議論を行ってきました。

○ 条例の構成

前文 ※条例の基本的な考え方やメッセージを表すものです。

江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

○江別市子どもが主役のまち宣言

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。

それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考える、

子どもが主役のまちを目指すことを、ここに宣言します。

- 子ども一人ひとりがかけがえのない存在です。大人は、子どもそれぞれの人格や個性を大切にします。また、子どもたちの意見に耳を傾け、その意見をまちづくりに反映します。
- 子どもが自らの育つ力を十分に発揮できるよう、いじめや虐待などがなく、安心できる環境で、健やかに遊び、学ぶことができるまちづくりに取り組みます。
- 子どもを育てる大人も笑顔でいられるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。
- 家庭や学校だけでなく、地域社会全体で、子どもの健やかな成長を支え、応援します。

第1章 総則

1 条例の目的

この条例は、子どもの権利条約及びこども基本法の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とします。

2 基本理念

(1) 四つの原則

全ての子どもは、一人の人として尊重され、次の四つの原則のもと、健やかに育つ権利を持っています。

- 差別の禁止（差別のないこと）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの生命と成長の保障（命を守られ成長できること）
- 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

(2) 多様性の尊重

子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとしします。

3 言葉の意味

● 子ども

市内に住所がある、または通学・通勤している18歳未満の方や、それらの方と同じように権利が認められることがふさわしい方を指します。（例えば、18歳や19歳で高等学校に通う生徒は、「子ども」と捉える必要があるものと考えられます。また、救済委員会に相談しているうちに18歳となった場合でも、引き続き、支援の対象とすることなども考えられます。）

● 保護者

子どもを現に監護する方を指します。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の規定を参照しています。）

● 市民

江別市自治基本条例（平成21年条例第22号）に基づき、市内に住所がある、または通学や通勤をしたりしている方や団体などを指します。

● 育ち学ぶ施設等

保育所や学校、放課後児童クラブなど、子どもが育ち、学ぶ場となる公的な施設や事業またはその関係者を指しますが、例えば、子ども食堂など、公的な制度に基づかず市民活動などにより実施される場においても、この条例の趣旨を踏まえて取り組むことが期待されます。

第2章 子どもの権利

子どもが育ち、学び、生活していくためには、様々な権利が保障されるべきと考えられますが、条例では特に大切な権利として次の四つの権利を示しています。

1 安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすことができます
- 健康に配慮され、適切な医療を受けることができます
- いじめ、虐待、体罰を含む、あらゆる形態の暴力を受けません
- いかなる差別も受けません
- あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されます
- 適切な相談の機会が確保されます

2 自分らしく生きる権利

- 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されます
- 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けません
- 個別の必要に応じて支援を受けられます
- プライバシーが保護されます
- 子どもであることを理由に不当な扱いを受けません

3 豊かに成長する権利

- 遊ぶことができます
- 休むことができます
- 学ぶことができます
- 好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されます
- 多様な人や考え方との出会い及び交流が得られます
- スポーツや芸術などの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されます

4 参加する権利

- 必要な情報を得ることができます
- 自分の意見を表明することができます
- 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されます
- 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定またはその過程に参加することができます
- 仲間をつくり、仲間と集まることができます

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

1 保護者の役割

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めます。

(2) 子どもにとって最も良いことの考慮

子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めます。(発達過程の子どもの意見を無条件に受入れるのではなく、声を聴いた上で、何が子どもにとって最も良いかを大人が考え、導くことが大切です。)

2 虐待及び体罰の禁止

保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待や体罰を行ってはなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における子どもの権利の保障

1 育ち学ぶ施設等の役割

子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとします。

2 虐待及び体罰の禁止

育ち学ぶ施設等は、子どもへの虐待や体罰を一切行わないことを厳守し、これらの防止に努めるとともに、虐待が疑われる場合には速やかに適切な対応を講じるものとします。

3 いじめの防止

育ち学ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとします。

4 開かれた施設づくり

育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域の意見を聴き、協力を得るなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。(施設の運営にあたっては、運営者である大人側が一方的に物事を決めるのではなく、子どもの声を聴き、運営に反映させる努力をすることが大切です。)

5 事情等を聴く機会の設定

育ち学ぶ施設等は、子どもに対して不利益な処分等を行う場合には、あらかじめ子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。（不利益な処分等とは、停学や退学、退所、サービスの停止などが考えられます。）

6 子どもの権利に関する学びの機会

育ち学ぶ施設等は、子どもが自己の権利及び他の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

7 子どもに関する情報の取扱い

育ち学ぶ施設等は、収集した子どもに関する情報について、適切に管理及び保管しなければなりません。

第3節 地域における子どもの権利の保障

1 市民の役割

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めます。

(2) 社会的活動への参加機会の確保

子どもが社会的活動（地域活動、地域貢献活動、ボランティア活動など）に参加する機会の確保に努めます。

(3) 働きやすい職場環境の整備

事業者は、働き方の多様化への対応や子育て支援制度の利用を促進し、雇用する労働者が仕事と子育てを両立することができるよう、必要な職場環境の整備に努めます。

2 子どもの居場所づくり

市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとします。

第4章 子どもの参加・意思表示の機会の保障

1 子どもの参加の促進

(1) 子どもの意見の尊重

市は、子どもが情報を得て意見を表明する機会を保障し、その意見を尊重し、どのように反映されたかを分かりやすく伝えます。

(2) 子どもの声をくみ取る仕組み

市は、子どもの意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めるものとしします。

2 市の施設に関する子どもの意見

市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等は、子どもの多様な意思表示を考慮し、適切に意見をくみ取るよう努めます。

3 子どもの視点に立った情報発信

市は、子どもに関する施策や取組を年齢や発達、言語に配慮して情報発信します。

第5章 子どもの個別の状況に応じた権利の保障

1 多様な学びの場の提供

市は、多様な学びが必要な子どもに個別に対応した学びの場を提供します。

2 障がいのある子どもの権利の保障

市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等は、障がいのある子どもが差別や不利益を受けることなく尊厳を保ち、社会参加できるようにします。

3 マイノリティの子どもの権利の保障

市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等は、少数の立場の子どもが差別や不利益を受けず、ありのままの自分が尊重されるよう努めます。

第6章 子どもにかかわる人々への支援

1 保護者や家庭への支援

市は、保護者が安心して子育てができるよう支援するものとしします。

2 育ち学ぶ施設等への支援

市は、育ち学ぶ施設等に対し、子どもの権利に関する研修の機会を提供するものとしします。

第7章 子どもの権利擁護の仕組み

1 相談しやすい窓口の設置

市は、子どもが権利を侵害されたと感じたときまたは不安や悩みを抱えたときに、相談しやすい窓口を整備するものとします。

2 子どもの権利相談員

子ども及び保護者からの幅広い相談を受け付け、その内容に応じて適切な助言や支援を行います。

3 子どもの権利救済委員会

子どもが権利侵害を受けた際、速やかに救済し、権利の回復を支援することを目的とします。また、その目的を達成するため、関係機関等に調査などを行うほか、市長に対して必要な措置を講じるよう求めることができます。

本委員会の詳細については、別途施行規則を設けて規定する予定です。

第8章 施策の推進

1 行政の担当や役割を超えた施策の推進

市は、子どもの最善の利益を尊重し、総合的な視点で子どもの権利に関する施策を推進します。

2 子ども・子育て会議への報告・意見反映

条例の施行状況や子どもの権利に関する施策の進捗を江別市子ども・子育て会議に報告し、その意見を反映します。

3 子どもの権利に関する啓発活動

市は、子どもの権利について、子どもに関わるすべての人が理解を深められるよう、必要な広報や啓発活動を行います。

※今後、皆様からいただいたご意見を反映させるほか、
条例としての正確性を期すための表現修正（法制上の文
言整理など）を行う予定があります。

江別市子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの権利（第4条－第8条）

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障（第9条・第10条）

第2節 育ち学ぶ施設等における子どもの権利の保障（第11条－第17条）

第3節 地域における子どもの権利の保障（第18条・第19条）

第4章 子どもの参加・意思表明の機会の保障（第20条－第22条）

第5章 子どもの個別の状況に応じた権利の保障（第23条－第26条）

第6章 子どもに関わる者への支援（第27条・第28条）

第7章 子どもの権利擁護の仕組み（第29条－第33条）

第8章 施策の推進（第34条・第35条）

第9章 雑則（第36条）

附則

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考えていきます。

私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を

定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設等 保育所、認定こども園、児童館、学校その他の子どもが育ち、学ぶ場となる施設、事業を行う者又はその関係者をいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、一人の人として尊重され、次に掲げる原則の下、健やかに育つ権利を有する。

- (1) 差別の禁止（差別のないこと。）
 - (2) 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと。）
 - (3) 子どもの生命と成長の保障（命を守られ成長できること。）
 - (4) 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること。）
- 2 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性又は違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。
- 3 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、協働して子どもの権利を守り支えるまちの実現に取り組むものとする。
- 4 市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの意見及び考えを聴き、それを尊重しながら子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進するものとする。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが育ち、学び及び生活していくために、特に大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもが安心して生きることができるよう、次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。
- (2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (3) いじめ、虐待、体罰その他のあらゆる暴力を受けないこと。
- (4) いかなる差別も受けないこと。

(5) あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されること。

(6) 適切な相談の機会が確保されること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもが自分らしく生きることができるよう、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されること。

(2) 自分の気持ち、価値観及び希望が尊重され、不当な制限及び否定を受けないこと。

(3) 個別の状況に応じて支援を受けること。

(4) プライバシーが保護されること。

(5) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

(豊かに成長する権利)

第7条 子どもが豊かに成長するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 遊ぶこと。

(2) 休むこと。

(3) 学ぶこと。

(4) 好きなこと又は夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。

(5) 多様な人又は考え方との出会い及び交流が得られること。

(6) スポーツ、芸術その他の文化活動及び地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。

(参加する権利)

第8条 子どもが自分に関することに参加できるように、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 必要な情報を得ること。

(2) 自分の意見を表明すること。

(3) 年齢及び成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。

(4) 自分に関することに年齢及び成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。

(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(保護者の役割)

第9条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心及び理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 保護者は、子どもの意見及び考えを聴き、及び尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。

(虐待及び体罰の禁止)

第10条 保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待及び体罰を行ってはならない。

第2節 育ち学ぶ施設等における子どもの権利の保障

(育ち学ぶ施設等の役割)

第11条 育ち学ぶ施設等は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心及び理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設等は、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(虐待及び体罰の禁止)

第12条 育ち学ぶ施設等は、子どもに対してあらゆる形態の虐待及び体罰を行わないことを厳守し、これらの防止に努めるとともに、虐待及び体罰が疑われる場合には速やかに適切な対応を講ずるものとする。

(いじめの防止)

第13条 育ち学ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする。

(開かれた施設づくり)

第14条 育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域の意見を聴き、協力を得る等、開かれた施設になるよう努めるものとする。

(事情等を聴く機会)

第15条 育ち学ぶ施設等は、子どもに対して不利益な処分等を行う場合には、あらかじめ子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(子どもの権利に関する学びの機会)

第16条 育ち学ぶ施設等は、子どもが自己の権利及び自己以外の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもに関する情報の取扱い)

第17条 育ち学ぶ施設等は、業務上知り得た子どもに関する情報(以下「子どもの情報」という。)について、適切に管理及び保管しなければならない。

2 育ち学ぶ施設等は、子どもの情報を、その目的の範囲を超えて利用し、又は外部に提供してはならない。

3 育ち学ぶ施設等は、その目的の範囲を超えて子どもの情報を収集してはならない。

4 育ち学ぶ施設等は、職員が正当な理由なく、その業務上知り得た子どもの情報を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。職員がその職を退いた後も、また同様とする。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(市民の役割)

第18条 市民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心及び理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

3 事業者は、働き方の多様化への対応や子育て支援制度の利用を促進し、雇用する労働者が仕事と子育てを両立することができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第19条 市は、全ての子どもが一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ、社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとする。

2 前項の規定による実施に当たっては、市民及び育ち学ぶ施設等との協働に努めるものとする。

第4章 子どもの参加・意思表示の機会の保障

(子どもの参加の促進)

第20条 市は、大人とともにまちづくりを担う子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、子どもの意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めるものとする。

(市の施設に関する子どもの意見)

第21条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、適切な方法で多様な子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

(子どもの視点に立った情報発信)

第22条 市は、子どもに関わる施策又は取組について、子どもが理解を深められるよう、年齢、発達段階、言語等に配慮した情報発信に努めるものとする。

第5章 子どもの個別の状況に応じた権利の保障

(多様な学びの場の提供)

第23条 市は、多様な学びを必要とする子どもに対して、個別の状況に応じた適切な学びの場を提供するよう努めるものとする。

(障がいのある子どもの権利の保障)

第24条 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、障がいのある子どもが差別及び不利益を受けず、尊厳をもって生活し、社会への積極的な参加が図られるよう努めるものとする。

(マイノリティの子どもの権利の保障)

第25条 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、国籍、民族的出自、言語、性のあり方等において少数の立場の子どもが、それを理由とした差別及び不利益を受けることなく、ありのままの自分が尊重されるよう努めるものとする。

(個別の状況に応じた支援等)

第26条 市及び育ち学ぶ施設等は、前2条に係る施策や取組を進めるに当たり、子どもの個別の状況に応じた必要な支援が受けられるよう措置を講ずるものとする。

第6章 子どもに関わる者への支援

(保護者及び家庭への支援)

第27条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援するものとする。

(育ち学ぶ施設等への支援)

第28条 市は、育ち学ぶ施設等に対し、子どもの権利に関する研修の機会を提供するものとする。

2 市は、前項に規定する研修を通じて、市と育ち学ぶ施設等又は育ち学ぶ施設等同志の連携促進に努めるものとする。

第7章 子どもの権利擁護の仕組み

(相談体制の整備)

第29条 市は、子どもが権利を侵害されたと感じたとき又は不安や悩みを抱えたときに、安心して相談でき、秘密が守られ、及び適切な支援につながるよう、子どもが相談しやすい窓口を整備するものとする。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、次条で定める子どもの権利救済委員会によるほか、関係機関、関係団体等との協力及び連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

(江別市子どもの権利救済委員会)

第30条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するため、江別市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

2 救済委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。

(3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会の委員（以下「委員」という。）は、3人以内とし、子どもの権利に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第3項の規定による委嘱を解くことができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関する必要な事項は、規則で定める。

(救済委員会の尊重)

第31条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告するものとする。

(救済委員会への協力)

第32条 市の機関は、救済委員会の調査に対し、協力しなければならない。

2 市の機関以外は、救済委員会の調査に対し、協力するよう努めるものとする。

(子どもの権利相談員)

第33条 市は、救済委員会の職務の遂行を補佐するため、江別市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、子ども及び保護者からの幅広い相談を受け付け、その内容に応じて適切な助言及び支援を行うものとする。

3 相談員は、関係機関、関係団体等と密接に連携し、子どもの権利擁護と問題解決に努めるものとする。

4 相談員は、子どもの権利に関する識見を有する者のうちから市長が任命する。

5 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8章 施策の推進

(施策の推進)

第34条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが主役のまちづくりを進めるため、総合的視点で子どもの権利に関する必要な施策を推進するものとする。

2 市は、この条例の施行状況及び子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第34号）で定める江別市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）に報告し、意見を求めるものとする。

3 市は、子ども・子育て会議から提出された意見を踏まえ、必要に応じて施策等に反映させるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動)

第35条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者が、理解を深められるよう必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第9章 雑則

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(準備行為)

2 第30条第3項の規定による救済委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。